

前回の確認事項（個人情報保護委員会からの回答）

1 本市からの質問

本市には現行の個人情報保護条例に以下のような規定があるところ、改正個人情報保護法にはこれらのような規定はありません。これらと同趣旨の規定を個人情報保護法施行条例に置くことは許されますか。

（保有個人情報の開示義務）

第11条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法令の規定により、本人に開示することができない情報

（開示決定等）

第15条

1～5 (略)

6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合（前条の規定により開示請求を拒否する場合を含む。）において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなければならない。

2 個人情報保護委員会からの回答

法第78条第2項により、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法第78条第1項各号において不開示情報として規定されていない場合、行政機関情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することが可能ですが、それ以外に同号に追加して不開示情報を定めることは許容されません。また、同条第2項に基づき不開示情報を条例で定める場合であっても、法令秘情報に該当することのみを以て条例により不開示情報として定めることは、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」を定めているとは言えず、条例でこのような定めを置くことは許容されません。

なお、法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、貴市個人情報保護条例第11条第1項第5号のように他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。(Q&A5-4-3)

また、貴市個人情報保護条例第15条第6項について、審査請求の手続に関する事項は、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしている（法第108条）ところ、審査請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、ご質問のような規定を設けることは妨げられません。